

3 少年法の改正について

少年法改正に関するポイント Q & A

平成19年5月25日、参議院本会議において、少年法改正法案が可決され、成立しました。この法案については、衆議院において、与党議員提出案による修正がなされています。なお、この改正法は、同年6月1日に公布されており、遅くとも同年11月中には施行されます。以下は、今回の法改正について、政府提出案及び衆議院での修正のポイントをまとめたものです。

Q1 今回の少年法の改正は、少年に対する処分を厳罰化しようとするものですか。

A 今回の法改正は、少年の健全育成のために、個別の事案やその少年の特性などに応じて、その少年に最も適切な処分を行えるようにするとともに、その前提となる事実関係の解明をしやすいものであり、厳罰化を目的とするものではありません。

Q2 少年犯罪は増加したり凶悪化しているのですか。

A 少年による殺人、強盗、強姦、放火といった凶悪犯の発生件数は、昭和59年以降平成8年まで1,000件台だったものが、平成9年以降は2,000件を超える年が続きました。平成16年、17年は2000件を下回っていますが、なお予断を許しません。また、近年、いわゆる長崎市幼児誘拐殺人事件や佐世保市同級生殺人事件など、低年齢の少年による世間の耳目を集める重大事件が発生しています。最近の少年犯罪の特徴として、少年がささいなきっかけで凶悪、冷酷ともいえる犯行に走り、動機が不可解で、少年自身なぜそのような事件を引き起こしたのか十分に説明できない場合があるなど、従来の少年犯罪との質的な違いも指摘されています。

このような点から、少年犯罪は深刻な状況にあると思われます。

Q3 少年事件の手続の流れはどうなっているのですか。

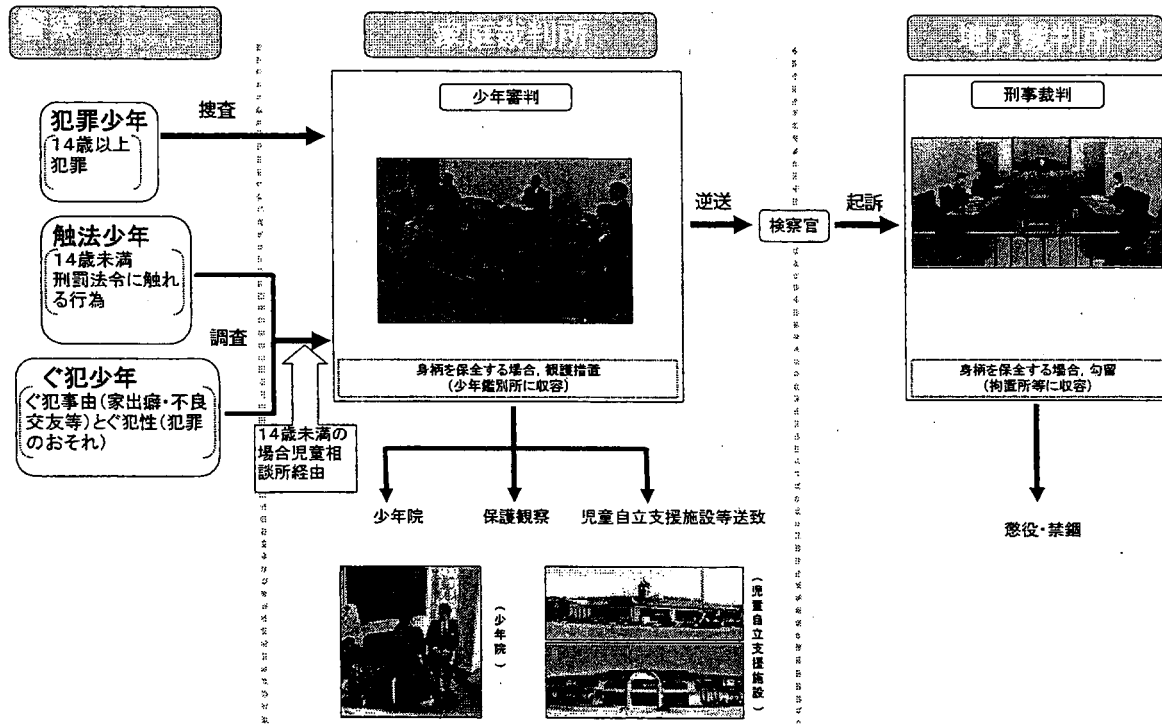
A 非行少年には、①犯罪を犯した14歳以上の少年（犯罪少年）、②刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年（触法少年）、③家出癖・不良交友などの事

由があり、将来罪を犯すおそれのある少年（ぐ犯少年）の3類型があります。

犯罪少年の事件については、成人の事件と同様に、警察や検察庁により捜査が行われ、触法少年、ぐ犯少年の事件については、犯罪ではありませんので、捜査ではなく、警察等により調査が行われます。これらの非行少年について、14歳以上の場合は、家庭裁判所に送致されます。14歳未満の少年の場合はまず児童相談所へ通告され、必要な場合には事件を家庭裁判所へ送致します。家庭裁判所での審判の結果、少年に対しては、少年院送致、保護観察、児童自立支援施設等送致の中から、立ち直りのために最もふさわしい処分が選択されます。

下表は、手続の流れを要約したものです。

少年事件手続の流れ



Q4 今回の法改正（政府提出案）のポイントは何ですか。

A 当初、政府が提出した案の具体的なポイントは、次の4点です。

- ① 警察官によるいわゆる触法少年及びぐ犯少年の事件の調査手続の整備
- ② 14歳未満の少年の少年院送致
- ③ 保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置
- ④ 一定の重大事件につき、国選付添人制度を新設

(注) ○いわゆる触法少年 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

○いわゆるぐ犯少年 家出癖・不良交友などの一定の事由があり、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

Q5 衆議院での修正のポイントは何ですか。

A 衆議院での修正は、国会での議論を踏まえ、自由民主党及び公明党の共同提案によりなされたもので、そのポイントは、次のとおりです。

- ① 触法少年に係る事件についての警察官の調査の要件を明確にするとともに、ぐ犯少年に係る事件についての調査の規定を削除すること
- ② 警察官の調査に関し、付添人の選任権など、少年の権利保護のための規定を置くこと
- ③ 少年院に送致可能な年齢の下限を設け、おおむね12歳とすること
- ④ 保護観察中の者に対する措置につき、遵守事項違反が新たな審判事由であることを明らかにすること
- ⑤ 国選付添人の選任について、少年が釈放された後は選任の効力が失われるという規定を削除すること

Q6 法改正により警察の調査権限を定める理由は何ですか。また、衆議院での修正で、ぐ犯少年の事件について、警察の調査権限の規定が削除された理由は何ですか。

警察の調査の権限について定めるのであれば、黙秘権の告知や付添人の立会いを認めることが必要ではないですか。

A ぐ犯少年や触法少年の立ち直りのための適切な処遇を行うためには、その非行事実を明らかにする必要があります。警察は、現在でも、任意に調査を行っていますが、法律上の根拠が明確でなく、支障が生じることがあるため、これを明確にする必要があることから、政府提出案では、警察官は、触法少年・ぐ犯少年の疑いがある場合は、調査することができるという規定を設けることにしました。

これに対し、衆議院での修正では、ぐ犯少年の事件についての警察の調査権限の規定が削除されました。これは、調査の対象が広がり過ぎるなどとの意見を踏まえて、あえて明文の規定を置くことを控えたものです。したがって、現在のぐ犯少年についての警察の調査を否定するものではなく、今後も同様の調

査は行われます。

なお、触法少年やぐ犯少年は、犯罪を犯したわけではなく、刑事処分を受けることはありませんので、刑事手続のように、黙秘権の告知を一律に義務づけることは相当ではありません。また、触法少年に対する調査では、迅速な真相解明とともに、事案の内容や個々の少年に応じた柔軟な対応が求められるため、一律に付添人の立会いを義務づけることも適当ではありません。しかし、低年齢の少年の特性に配慮して調査を行うことは当然であり、衆議院での修正により、①少年及び保護者の付添人選任権、②調査は少年の情操の保護に配慮しつつ行うこと、③質問は強制にわたってはならないことなどの規定が盛り込まれています。

Q7 今回の法改正で、少年院に収容できる少年の年齢が引き下げられたのはなぜですか。

少年院の収容可能年齢の引下げに関する衆議院での修正は、どのような内容なのですか。小学生でも少年院に入れてしまうというのは、ひどいのではないですか。

A 現在の法律では、少年院に送ることができるのは、14歳以上の少年に限られています。しかし、14歳未満の少年であっても、凶悪・重大な事件を起したり、悪質な非行を繰り返すなど、内面に深刻な問題を抱える少年については、少年院で非行性を除いていく教育をすることが、本人の立ち直りのために適当な場合があります。また、施設のない開放施設である児童自立支援施設では対応が困難な少年もいます。例えば、同施設に入所中の少年が、職員への暴力等を繰り返し、14歳に達するのを待って少年院へ送られた例などもあります。

そこで、年齢によって一律に区別するのではなく、それぞれの少年が抱える問題に応じて、最もふさわしい処遇を選択できる仕組みとするため、政府提出案では、少年院に送る年齢の下限をなくし、14歳未満の少年であっても、家庭裁判所が「特に必要と認める場合に限り」、例外的に少年院に送致できることとしました。

これに対しては、例えば5歳や8歳の少年であっても少年院に入れられてしまうのではないかと懸念が示されたことから、衆議院での修正では、「おおむね12歳以上」の少年について、少年院に送ることとされました。ただ、少年院に送ることは、刑事責任を取らせることではなく、少年の立ち直り・育て直しを行うものです。

Q8 保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置を定める理由は何ですか。

これについての衆議院での修正の内容は何ですか。保護観察になった際
の事実を、二重に処分することになりませんか。

A 保護観察では、少年の更生のため、保護観察官や保護司が少年に対する遵守事項（約束事項）を守るように指導しており、保護観察官や保護司と少年との接触が不可欠となります。しかし、再三にわたる働きかけに反して、少年が遵守事項の違反を繰り返したり、全く会おうともしないなど、保護観察が機能しない場合があります。

そこで、今回の法改正では、少年が、遵守事項を守らず、保護観察を続けても本人の改善・更生が見込めない場合には、家庭裁判所が審判を行い、少年院等に送致することがあることを定めたものです。

この制度は、遵守事項を守らなかったという新たな事情を理由として、新たな保護処分を行うものですから、少年を二重に処分するものではありません。衆議院での修正は、この重い遵守事項違反が、家庭裁判所における新たな審判事由であることをより分かりやすくしたものです。

Q9 国選付添人制度に関する改正はどのようなものですか。これについての衆議院での修正は、どのようなものですか。

A 家庭裁判所における少年審判では、少年及び保護者は、自分で付添人を選任することができますが、現行法上、検察官が立ち会う場合を除いて、国選付添人を付ける制度はありません。

これに対し、今回の法改正では、殺人など一定の重大事件について、少年の身柄を少年鑑別所に収容する観護措置がとられている場合に、家庭裁判所が、公費で弁護士である付添人を付することができることにしています。

ただし、政府提出案では、審判を終了させる決定の前に少年が釈放された場合には、国選付添人選任の前提となる要件が欠けることになるため、国選付添人の選任の効力が失われることにしていましたが、衆議院での修正案では、少年が釈放された後も依然付添人の活動は重要であるとして、選任の効力は失われないこととされました。

少年法等の一部を改正する法律について

(平成19年5月25日成立, 6月1日公布, 公布から6か月以内に施行)

少年非行の現状

- 少年刑法犯の増加
(人口比)
- 高水準で推移する
凶悪犯
- いわゆる触法少年に
よる凶悪重大事件の
発生

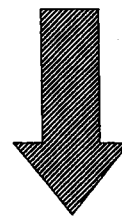
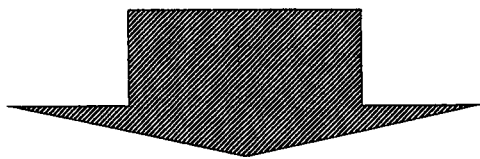
政府の取組

「青少年育成施策大綱」

- (H15.12.9 青少年育成推進本部決定)
- ～少年非行対策等社会的不適応への対応
- ### 「犯罪に強い社会の実現のための 行動計画」
- (H15.12.18 犯罪対策閣僚会議決定)
- ～社会全体で取り組む少年犯罪の抑止

「司法制度改革推進計画」

- (H14.3.19 閣議決定)
- ～公的付添人制度に
ついて積極的な検討
を行う。



調査手続の整備

① いわゆる触法少年に係る事件の調査手続の整備

- 触法少年の事件に係る警察の調査手続の整備
- 一定の事由に該当する触法少年の事件について, 警察官から児童相談所長への事件送致手続の整備
- 一定の重大事件に係る触法少年について, 都道府県知事又は児童相談所長は原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならないものとする。

保護処分の見直し

② 14歳未満の少年の保護処分の多様化

- 14歳未満(おおむね12歳以上)の少年についても, 家庭裁判所が特に必要と認める場合には, 少年院送致の保護処分をすることができるものとする。

③ 保護観察に付された者に対する指導を一層効果的にするための措置等の整備

- 保護観察所の長の遵守事項違反者に対する警告手続の導入
- 遵守事項を遵守せず, 保護観察では改善更生を図ることができないと認めるときは, 保護観察所の長の申請により, 家庭裁判所が少年院送致等の決定をすることができるとする規定の整備
- 保護観察所及び少年院の長による, 保護処分中の少年の保護者に対する指導, 助言等の規定の整備

少年審判の充実

国選付添人制度の導入

- 一定の重大事件について, 観護措置がとられている場合に, 家庭裁判所が少年に弁護士である付添人を付することができる制度の導入

少年法等の一部を改正する法律新旧対照条文

○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）

（傍線部分は改正部分）

>

新 条 文	旧 条 文
<p>（削る）</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 少年の保護事件</p> <p>第一節 通則（第三条―第五条の三）</p> <p>第二節 通告、警察官の調査等（第六条―第七条）</p> <p>第三節 調査及び審判（第八条―第三十一条の二）</p> <p>第四節 抗告（第三十二条―第三十六条）</p> <p>第三章 成人の刑事事件（第三十七条―第三十九条）</p>	<p>少年法目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 少年の保護事件</p> <p>第一節 通則</p> <p>第二節 調査及び審判</p> <p>第三節 抗告</p> <p>第三章 成人の刑事事件</p> <p>第四章 少年の刑事事件</p> <p>第一節 通則</p> <p>第二節 手続</p> <p>第三節 処分</p> <p>第五章 雑則</p> <p>附則</p> <p>（同上）</p> <p>（新設）</p>

第四章 少年の刑事事件

第一節 通則（第四十条）

第二節 手続（第四十一条—第五十条）

第三節 処分（第五十一条—第六十条）

第五章 雑則（第六十一条）

附則

第二節 通告、警察官の調査等

（通告）

第六条 家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

2 警察官又は保護者は、第三条第一項第三号に掲げる少年について、直接これを家庭裁判所に送致し、又は通告するよりも、先づ児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による措置にゆだねるのが適当であると認めるときは、その少年を直接児童相談所に通告することができる。

（削る）

（警察官等の調査）

第六条の二 警察官は、客観的な事情から合理的に判断して、第三条第一項第二号に掲げる少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を見つけた場合において、必要があるときは、事件について調査をすることが

第二節 調査及び審判

（通告）

第六条 （同上）

2 （同上）

3 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三条及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

（新設）

できる。

2| 前項の調査は、少年の情操の保護に配慮しつつ、事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。

3| 警察官は、国家公安委員会規則の定めるところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員（警察官を除く。）に調査（第六条の五第一項の処分を除く。）をさせることができる。

（調査における付添人）

第六条の三 少年及び保護者は、前条第一項の調査に関し、いつでも、弁護士である付添人を選任することができる。

（呼出し、質問、報告の要求）

第六条の四 警察官は、調査をするにいて必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。

2| 前項の質問に当たっては、強制にわたることがあつてはならない。

3| 警察官は、調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（押収、搜索、検証、鑑定嘱託）

第六条の五 警察官は、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をするにいて必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができる。

2| 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）中、司法警察職員の行う押収、搜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同法第二百二十四条を除く。）は、前

（新設）

（新設）

（新設）

項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる警察官」と、「司法巡査」とあるのは「司法巡査たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百九十九条第一項中「検察官」とあるのは「警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第二項中「国庫」とあるのは「当該都道府県警察又は警察署の属する都道府県」と読み替えるものとする。

(警察官の送致等)

第六条の六 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が第二十二条の二第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると史料するとき。

二 前号に掲げるもののほか、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料するとき。

2| 警察官は、前項の規定により児童相談所長に送致した事件について、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合において、証拠物があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならない。

3| 警察官は、第一項の規定により事件を送致した場合を除き、児童福祉法第二十五条の規定により調査に係る少年を児童相談所に通告するときは、国家公安委員会規則の定めるところにより、児童相談所に対し、同

(新設)

法による措置をとるについて参考となる当該調査の概要及び結果を通知するものとする。

(都道府県知事又は児童相談所長の送致)

第六條の七 都道府県知事又は児童相談所長は、前條第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により送致を受けた事件については、児童福祉法第二十七條第一項第四号の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三條及び第四十七條の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

第三節 調査及び審判

(事件の調査)

第八條 家庭裁判所は、第六條第一項の通告又は前條第一項の報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。檢察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様とする。

2 (略)

(証人尋問・鑑定・通訳・翻訳)

第十四條 家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

2 刑事訴訟法中、裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳

(新設)

(新設)

第八條 家庭裁判所は、前二條の通告又は報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。檢察官、司法警察員、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様である。

2 (略)

(証人尋問・鑑定・通訳・翻訳)

第十四條 (同上)

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)中、

及び翻訳に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

(児童福祉法の措置)

第十八条 家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもつて、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致しなければならない。

2 第六条の七第二項の規定により、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を付して、これに対してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

(国選付添人)

第二十二條の三 家庭裁判所は、前条第一項の決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならない。

2 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪のものと又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができる。

裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

(児童福祉法の措置)

第十八条 (同上)

2 第六条第三項の規定により、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を附して、これに対してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

(検察官が関与する場合の国選付添人)

第二十二條の三 (同上)

(新設)

3| 前二項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するものとす。

4| 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(保護処分決定)

第二十四条 家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならぬ。ただし、決定の時に十四歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第三号の保護処分をすることができる。

一 三 (略)

2 (略)

(保護観察中の者に対する措置)

第二十六条の四 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百二十二号)第四十一条の三第二項の申請があつた場合において、家庭裁判所は、審判の結果、第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守せず、同法第四十一条の三第一項の警告を受けたにもかかわらず、なお遵守すべき事項を遵守しなかつたと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、その保護処分によつては本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、決定をもつて、第二十四条第一項第二号又は第三号の保護処分をしなければならぬ。

2| 家庭裁判所は、前項の規定により二十歳以上の者に対して第二十四条第一項第三号の保護処分をするとき

2| 前項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するものとす。

3| 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(保護処分決定)

第二十四条 家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならぬ。

一 三 (略)

2 (略)

(新設)